

会報

Monthly Association Construction Industry NEWS



魅力発信事業

[平成 28 年 11 月 6 日(日)]
日向市立富高小学校 6 年 86 名
[平成 29 年 1 月 28 日(土)]
日向市立富高小学校 6 年 20 名



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL 0985-22-7171 FAX 0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成29年9月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（9月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 第5回常務理事会を開催	3
2. 第5回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 平成29年度テレビCM放送のご案内	6
●雇用改善コーナー	
1. 平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について	7
2. 各種助成金のご案内	9
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	12
●技士会	
1. 平成29年度 1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	13
2. 平成29年度 2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会（ご案内）	13
3. 『監理技術者講習』のご案内	14
4. 宮崎県情報共有システムの試行に伴うセミナーのご案内	14
●建退共	
1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について	15
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	15
●建災防	
1. 平成29年度（第68回）全国労働衛生週間について	16
2. 平成29年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	17
●火薬協会	
1. 平成29年火薬類による事故	18
2. 講習会の日程について	20
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）	21
2. 中間前払金制度のご案内	22
●建設業情報管理センターからのお知らせ	
まかせて、安心!!経営状況分析の申請は、一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）へ	23
郵送でお届けしている「経営状況分析結果通知書」を、	
全国のコンビニエンスストアで印刷することができるサービスを始めます。	24
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

平成 29 年 9 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金	九建 専務・事務局長会議（大分）	高所作業車運転技能講習（清武 2 日まで） 建退共 支部事務局長・担当者意見交換会（東京）	
2	土			
3	日			火薬類取扱保安責任者等知事試験（宮崎）
4	月			
5	火	県協会 常務理事会	足場の組立て等作業主任者技能講習（延岡 6 日まで）	
6	水	技士会 一級土木実地講習会（7 日まで）		
7	木			
8	金	宮崎県議会開会（10 月 13 日まで）	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 9 日まで）	
9	土			
10	日	平成 29 年度建設業経理検定（上期）		
11	月			
12	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育（延岡）	
13	水			
14	木	技士会 二級土木実力テスト講習会	振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育（清武）	火薬保安講習会（延岡）
15	金		現場管理者統括管理講習（清武）	
16	土			
17	日			
18	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
19	火	宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」に係る第 1 回集合研修		
20	水	県協会 土木・資材対策委員会 平成 29 年度建設等現場見学会（宮崎農業高等学校）	斜面の点検者に対する安全教育（延岡）	
21	木	全国建設業協会 協議員会（東京）	不整地運搬車運転技能講習（清武 22 日まで）	
22	金			
23	土	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	日			
25	月	平成 29 年度 3 級建設業経理事務士特別研修		
26	火		職長・安全衛生責任者教育（清武 27 日まで）	
27	水	全国建産連全国大会（東京）		
28	木	九州技士会 会長・事務局長会議（29 日まで）		
29	金	九州建設業協会会長会議（福岡）	車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
30	土			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（9月分）

【ホームページ】

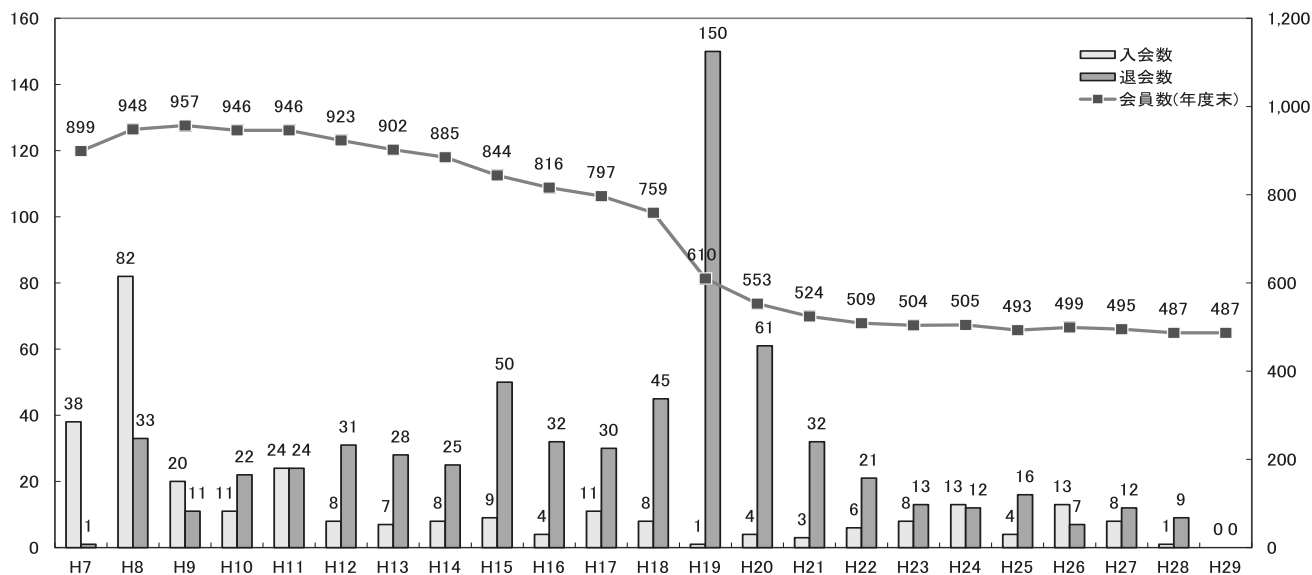
項 目	所 管	形 式
【経調図書案内】建設技術者のための現場必携手帳等のご案内	経 済 調 査 会	PDF

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) ダイ ニ チ 開 発	代 表 者	石川 伸行	川越 昌一郎
高 鍋	(有) 西 府 組	代 表 者	西府 辰郎	西府 真一郎
高千穂	飯 干 工 業 (株)	代 表 者	飯干 愛雄	飯干 健一

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	487

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H29はH29.8.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成29年度第5回常務理事会を開催

平成29年8月9日(水)午後1時、宮崎県建設会館2階委員会室において、樫村事務局長が定足数(13／13名：会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「台風5号の影響で、様々な行事が延期、中止となった。日程延期した地元選出国會議員との意見交換会は、後ほど日程調整をさせていただきたい。また、前回の意見交換会で県より依頼のあった入札契約制度に関する運用内容について、後ほど協議させていただきたい。工事発注は昨年度と比較すると、少ない状況である。建設業者の安定経営に向けて、色々な場で声を出して、補正予算を獲得していきたい。建設産業政策会議で、経営事項審査の内容等の審議が始まった。働き方改革や週休2日の問題が出てきているが、我々が考えていかなければならないのは、宮崎県の建設業のあり方である。宮崎県の産業全体がどういう方向に進んでいくのかについて審議会を立ち上げて、良い方向に持っていきたい。本日はよろしく願い申し上げる。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、出席者、情報提供の概要及び意見交換について説明した。入札契約制度における県協会としての意見・要望を集約した。本議題については、承認された。

議題2 平成29年度九州建設業協会定例懇談会提案事項について

樫村事務局長が資料に基づき、宮崎県としての提案事項について説明し、承認された。

議題3 地元選出国會議員及び九州地方整備局との意見交換会の日程(案)について

樫村事務局長が資料に基づき、それぞれの日程(案)を提案し、承認された。



第5回常務理事会

議題4 その他

(1)「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、候補事業所・研修生の雇用状況についての報告、集合研修についての説明をし、承認された。

(2) 第1回建築委員会及び県との意見交換会開催結果報告について

大谷総務課長が資料に基づき、平成29年8月4日(金)に開催された会議の開催結果報告をした。また、堀之内副会長及び河野(孝)常務理事より開催結果報告があった。本議題については、承認された。

(3) 改正品確法アンケート調査結果報告について

樫村事務局長が資料に基づき、会員企業のアンケート調査結果について報告し、承認された。

(4) 自由民主党宮崎県政経セミナー2017について

樫村事務局長が資料に基づき、平成29年9月23日(土)に開催されるセミナーについて説明し、承認された。

(5)「知事とのふれあいフォーラム」分野版の開催について

大谷総務課長が資料に基づき、平成29年10月16日(月)に開催される会について説明し、承認された。

(6) 足立としゆき君を励ます会について

樫村事務局長が資料に基づき、平成29年8月28日(月)に開催される会について説明し、承認された。

宮建協

(7) 米良企業グループ「お別れの会」について

樫村事務局長が資料に基づき、会について説明し、承認された。

(8) その他

山崎会長が資料に基づき、九州北部の大雨被害緊急調査内容や災害対応状況について説明した。

樫村事務局長が資料に基づき、(公社)宮崎県緑化推進機構が実施する企業の森づくりについて説明した。

議題5

10月常務理事会開催日について

山崎会長が、常務理事会の開催日はスケジュール調整の上、後日決定することを提案し、承認された。

2. 第5回宮崎県県土整備部と(一社)宮崎県建設業協会との意見交換会

平成29年8月9日(水)午後2時55分、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：瀬戸長次長、中原部参事兼課長
高村課長補佐、吉野主任主事、
南條・西野主幹、日高・甲斐技師

技術企画課：大坪課長、境課長補佐、三橋・浜川主幹
榎本主査、並河副主幹

都市計画課：岡部主幹

◇公共三部共管

工事検査課：岡崎・梅ヶ谷工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長

堀之内・甲斐・河野(宏) 副会長
後藤・小野・河野(義)・河野(与)・藤元・
河野(孝)・興梠常務理事

事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事兼事務局長
大谷・菊池・一安課長

【山崎会長挨拶】

第3次安倍第3次改造内閣では、長峯誠参議院議員が財務大臣政務官に就任し、江藤拓衆議院議員が拉致問題等に関する特別委員長に推薦され、秋の臨時国会で正式に決定されるとのことで、大変喜ばしいことである。

台風5号の影響では、大きな災害が発生せず安堵している。様々な行事が中止や延期になった。延期となった地元選出国會議員との意見交換会は、9月に開催し陳情したい。前回の意見交換会で、ご依頼のあった入札契約制度に関する運用内容について、県協会として意見集約をしたので後ほど説明したい。6月末の発注見通しでは、昨年度より下回っている。上半期6割発注に向けて、早期発注をお願いしたい。

宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業では、21事業所から受付があり、15名の定員のうち5名の応募があった。順調に推移している。

技術者が高齢化しているため、担い手の確保をしっかりと考えていきたい。今後建産連を含め、建設産業全体で建設業のあり方を検討しなければならない。本日はよろしくお願い申し上げる。

【瀬戸長次長挨拶】

建設業協会の皆様には、社会資本整備、維持管理や災害対応などに心よりご支援、ご協力をいただいている。また、台風5号の対応ではご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。被害状況では、人的被害はなかったが、現在2ヶ所の道路で、全面通行止めとなっている。都城・串間線は明日作業が完了する予定である。日向土木事務所の管内である国道388号は、今月末までに対応したい。

先月末に知事、市長会、町村会で国土交通省や財務省に予算の確保のための要望をした。また、先週は九州地方整備局に要望をした。今後知事を筆頭に予算の確保に向けて、しっかり要望していきたい。

高校卒業者の県内就職率の結果が文部科学省より公

表された。宮崎県はワースト2という状況であった。非常に厳しい状況であると認識している。

知事と県内の若手の建設技術者等とが意見交換をするためのふれあいフォーラムを10月に開催する。担い手の確保に向けてしっかり取り組んでいきたい。

美しい宮崎づくりに関する取組について情報提供をさせていただく。本日もよろしくお願い申し上げます。



第5回県との意見交換会

◆県からの情報提供について

以下の事項に関し、説明・報告があった。

《都市計画課》

美しい宮崎づくりに関する取組について

美しい宮崎づくりに関する取組の概要について説明があった。

《その他》

建設工事標準請負契約約款の実施について

約款における主な改正事項について説明があった。

建設工事における ICT 活用工事の試行について

試行開始時期および対象工事について説明があった。

建設工事等における情報共有システム活用の試行について

試行開始時期および対象工事等について説明があった。

◆意見交換会

(1) 美しい宮崎づくりに関する取組について

本会→美しい宮崎づくりに関する取組と宮崎県企業協働河川アダプト制度における相違についてご教授いただきたい。

県→別制度になるので、それぞれ登録いただきたい。

本会→この事業の目的についてご教授いただきたい。

県→各地域における少子高齢化の問題や旅行者の

ニーズが多様化している状況下で、きちんと対応していくことが、活力ある地域づくりにつながっていく。また、心に豊かな暮らしを目指して、このような条例を作った。

本会→この制度は観光にとって、大きなインパクトがあると思う。商工労働部からはこの制度に関する意見がなかったため、県庁全体の組織で徹底されているのかお聞きしたい。

県→この制度は知事を本部長として、全部局長が入っており、県庁全体で進めていくものである。今後、周知を重ねて努力していきたい。

(2) 情報共有システムについて

本会→早期に活用できるようにお願いしたい。

(3) 建設工事における ICT 活用工事の試行について

本会→国土交通省には自ら挑戦したいという手上げ方法があるが、その場合の対応についてご教授いただきたい。

県→現時点では検討していない。今後整理していきたい。

(4) 入札契約制度の運用について

本会→入札契約制度に係る県協会としての意見・要望を説明した。

県→品質確保という観点が大重要である。実務者レベル等で具体的な意見交換の場を検討する必要があると考える。意見交換会の開催についてご検討いただきたい。

(5) 総合評価の見直しについて

本会→災害対応を考慮した総合評価の見直しをお願いしたい。

3. 平成29年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

また、29年度は新しいCMの製作を30年度放映に向けて計画しており、県内の現場を新しい撮影技法にて製作することとしております。

会員企業様におかれまして、現場が該当された場合は、ご協力等お願いします。

第3弾 平成29年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年4月5日（水）～平成29年6月28日（水）までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯（毎週水曜20:00～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年7月5日（水）～平成29年10月25日（水）までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯（毎週水曜20:54～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成29年12月27日（水）～平成30年1月10日（水）
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計75本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号

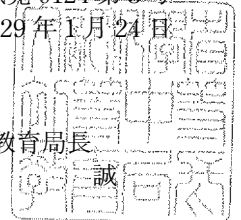
職発 0124 第 3 号

平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

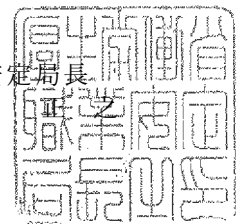
文部科学省初等中等教育局長

藤 原



厚生労働省職業安定局長

生 田



新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

各種助成金のご案内

事業主の方のための各種助成金一覧

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
休業・教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824

2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／早期雇入れ支援)	
離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／人材育成支援)	
生涯現役企業として移籍等で中高年齢者を受け入れる	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援／生涯現役移籍受入支援)	
移籍等により労働者を受け入れ、訓練を行う	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援助成金／移籍人材育成支援)	

3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
65歳以上の高年齢者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金)	
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	障害者トライアル雇用奨励金 ・障害者短時間トライアル雇用奨励金	
障害者を初めて雇い入れる	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	
施設整備をして10人以上の障害者を雇い入れる	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	
職場支援員を配置して精神障害者等を雇い入れる	障害者職場定着支援奨励金	
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発奨励金)	
安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	トライアル雇用奨励金	
学校等の既卒者、中退者が応募可能な新卒求人・募集を新たに行い、雇い入れる	三年以内既卒者等採用定着奨励金	
自ら起業し、中高年齢者を雇い入れる	生涯現役起業支援助成金	

雇用改善

4. 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度を整備する	職場定着支援助成金（個別企業助成コース）	
介護労働者のために介護福祉機器の導入や賃金制度の整備を行う 介護労働者のための賃金制度の整備を行う		
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の正規雇用・多様な正社員等への転換、賃金テーブル改善、法定外の健康診断制度導入、または短時間労働者の所定労働時間延長を行う		
建設労働者の雇用管理改善や魅力ある職場作りをする	建設労働者確保育成助成金	
高齢者の活用促進のための雇用環境整備を図る	高齢者雇用安定助成金（高齢者活用促進コース）	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
高齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する	高齢者雇用安定助成金 (高齢者無期雇用転換コース)	
65 歳以上への定年引き上げ等を実施する	65 歳超雇用推進助成金	

5. 障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
障害者のための作業施設を整備する	障害者作業施設設置等助成金	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
障害者のための福祉施設を整備する	障害者福祉施設設置等助成金	
障害者の雇用管理上必要な介助措置を実施する	障害者介助等助成金	
障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する	重度障害者等通勤対策助成金	
障害者のための事業施設の設置する	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
中途障害者等を職場復帰させる	障害者職場復帰支援助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
ジョブコーチに障害者を雇う事業所を訪問させる	障害者雇用安定奨励金 (訪問型職場適応援助促進助成金)	
障害者の援助を行うジョブコーチを職場に配置する	障害者雇用安定奨励金 (企業在籍型職場適応援助促進助成金)	

6. 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業所内保育施設を設置・増設・運営する	両立支援等助成金 (事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
男性労働者に育児休業を取得させる	出生時両立支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	介護離職防止支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (代替要員確保コース))	
「育休復帰支援支援プラン」を策定・導入し、労働者に育児休業を取得させ、現職等に復帰させる	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (育休復帰支援プランコース))	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	女性活躍加速化助成金	

7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
従業員に対して職業訓練等を行う	キャリア形成促進助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）に対して職業訓練を行う	キャリアアップ助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度、技能検定合格報奨金制度、セルフキャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入する	キャリア形成促進助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、業界検定・教育訓練プログラムを作成し、構成事業主が導入する	キャリア形成促進助成金	
建設労働者の人材育成を行う	建設労働者確保育成助成金	
障害者の職業訓練の施設整備などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練施設等助成金）	
障害者の職業訓練の運営などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練運営費助成金）	

8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	職場意識改善助成金（職場環境改善コース）	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
最低賃金の引上げの影響が大きい業種が業界をあげて賃金底上げのための環境整備を図る	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）	
事業所内の最も低い時間給を計画的に 800 円以上に引き上げる	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	受動喫煙防止対策助成金	
すべての有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させる	キャリアアップ助成金	

問合せ先

部 署 名	電話番号	住 所
宮崎労働局 雇用環境・均等室	0985-38-8821	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F
職業安定部 職業対策課助成金センター	0985-38-8824	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5F
独立行政法人 高齢・障害・求職雇用支援機構 宮崎支部	0985-51-1556	宮崎市大字恒久4241番地

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

技士会

1. 平成29年度 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

平成 29 年 7 月 2 日(日)に 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」が実施され、その結果が 8 月 16 日(水)に発表されました。各試験地における合格者数等は表のとおりで、合格者番号は、(一財)全国建設研修センターのホームページに掲載されております。

本年度の合格率は、全国平均 66.2% で、昨年度 55% より 11.2 ポイント上回りました。

● 学科試験実施状況

(平成 29 年度 7 月 2 日実施 全国 13 地区 32 会場)

試験地	出席者数	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,298	839	64.6
釧路	266	161	60.5
青森	593	384	64.8
仙台	2,943	2,021	68.7
東京	9,911	6,651	67.1
新潟	1,185	792	66.8
名古屋	3,703	2,451	66.2
大阪	5,658	3,658	64.7
岡山	1,195	774	64.8
広島	1,219	852	69.9
高松	1,292	863	66.8
福岡	4,634	3,050	65.8
那覇	732	434	59.3
計	34,629	22,930	66.2

2. 平成29年度 2 級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会（ご案内）

最近の建設工事は、規模も構造も大型化し、建設技術の進歩等で工事内容が多様化、複雑化しています。また、営業所における専任技術者及び工事現場における主任技術者を確保するには、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事があります。建設産業は厳しい状況にありますが、技術者の高齢化等で人材育成は喫緊の課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め、能力を十分蓄え、自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。2 級土木施工管理技術検定試験は 10 月 22 日(日)に実施されます。つきましては、2 級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

【C P D S 認定講習会】

2 級 実力テスト (2 日間)	
日 時	平成 28 年 9 月 14 日(木) ～ 9 月 15 日(金)
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号)
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985 - 31 - 4696)

3. 「監理技術者講習」のご案内

平成 29 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

下記のとおり、今年度はあと 2 回です。有効期限は、講習修了後 5 年です。更新時期にきている方は受講してください。

日 程	会 場
平成 29 年 9 月 21 日 (木)	都城建設会館
平成 29 年 11 月 22 日 (水)	宮崎県建設会館

※問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会
(TEL 0985-31-4696)

公共工事の監理技術者は、監理技術者資格者証と講習修了証が必要となり、現場に携帯しなければなりません。(講習修了証は監理技術者資格者証に貼付けることになっています。)

監理技術者とは、

.....
 発注者から直接、工事を受注し、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合 (土木) は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

4. 宮崎県情報共有システムの試行に伴うセミナーのご案内

宮崎県発注工事でも、平成 29 年 8 月から情報共有システムによる工事書類の受け渡しを行う試行が始まりました。

そこで、宮崎県土木施工管理技士会では、情報共有システムのサポート会社である株式会社現場サポートと協力して、「宮崎県情報共有システムガイドライン解説及びクラウドサービスを使った情報共有システム」の紹介や紙から電子で一元管理する「DocuWorks を使った働き方改革の実現に向けて」などの講習会を、発注者及び受注者の実務担当者を対象に下記のとおり開催いたします。

●日時・場所

日 程	会 場
平成 29 年 10 月 2 日 (月) 13:30 ~ 17:00	宮崎県 建設会館
平成 29 年 10 月 3 日 (火) 13:30 ~ 17:00	延岡 建設会館

●講習会内容

①建設現場の働き方改革について	社会保険労務士
②宮崎県の電子納品・情報共有システムなどの取組み	県技術企画課
③ DocuWorks 使った働き方改革の実現に向けて	富士ゼロックス (株)
④宮崎県情報共有システムガイドライン解説及びクラウドサービスを使った情報共有システム	株式会社現場サポート

●お問合せ先・申し込み先

宮崎県土木施工管理技士会 宮崎市橘通東 2-9-19 TEL (0985) 31-4696

建退共

1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について

＊ いずれの様式も、インターネットでダウンロードできます。

検索サイトに【建退共】と入力、”建設業退職金共済事業本部トップページ”を開いて、必要とする様式とその記入例をダウンロードします。

1 会社の所在地、名称、代表者が変わったとき。

- 届出の様式は、『共済契約者住所名称（氏名）変更届』（様式第 012 号）です。
（会社の所在地が他県に変わる場合は、第 013 号の様式です。）
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・住所、会社の名称 ～共済契約者証、登記簿など（事実が確認できる書類）
 - ・代表者、電話、FAX 番号 ～登記簿など（事実が確認できる書類）

2 加入従業員（被共済者）の氏名、住所が変わったとき。

- 届出の様式は、『被共済者氏名等変更届』（様式第 018 号）です。
- 必要事項を記入し、共済手帳を添えて宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・氏名、生年月日の変更 ～戸籍抄（謄）本、住民票、免許証の写しなど
（氏名を変更される方は、旧と新が確認できる書類）
 - ・住 所 ～添付資料は不要

3 共済契約者証を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済契約者証交付申請書』（様式第 014 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 棄損した場合の届出は、棄損した契約者証を添付してください。
（注）「建設業退職金共済契約者証」は、金融機関の窓口で共済証紙を購入する際に提示する必要がありますので、大切に保管してください。

4 共済手帳を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書』（様式第 017 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 紛失の場合は、紛失した手帳にどれだけ証紙が貼付されていたのかを確認できませんので、再交付する共済手帳は、前回更新した証紙の貼付実績からの再交付となります。
- 棄損した場合の届出は、棄損した共済手帳を添付してください。確認できる証紙の枚数を貼付実績として取り扱います。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7 月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)		手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
					件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,723	32,115	前月分までの累計	438,943	49,733	30,674,443,910	前 月 分	59,636
加 入	5	90	当月分	773	109	79,243,017		
脱 退	6	106	総 累 計	439,716	49,842	30,753,686,927	当 年 度 累 計	155,315
当月末計	2,722	32,099	(当年度累計)	3,084	443	324,966,375		

建災防

1. 平成29年度（第68回）全国労働衛生週間について

本 週 間 / 10月1日～10月7日

準備期間 / 9月1日～9月30日

<スローガン>

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第68回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は、昨年より減少して97人となりましたが、今なお多くの方が疾病に罹患されております。一方、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は高水準で推移しており、平成28年は52.7%に上っています。

また、本県における平成27年の自殺者数は、厚生労働省「人口動態統計」において、平成24年以降300人を下回りましたが、他県と比較し人口10万人当たりの自殺者数は、23.2(全国ワースト3位)となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは重要な課題となっています。

一方、全国における労働者の健康を巡る問題を見ますと、平成28年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は825件(前年度比3.8%増)と2年連続で増加し、精神障害事案の労災請求件数は1,586件(前年度比4.7%増)と4年連続で増加しています。一方で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は59.7%と低い水準を示しております。

また、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占めています。病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い状況です。このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしております。

この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。



2. 平成29年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月8日（水）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。

産業安全衛生大会
Industrial Safety and Health Convention

**安心安全な
職場づくりを目指して**

**労働死亡災害
「0」を目指します**

参加無料

平成29年度 宮崎県産業

安全衛生大会

2017
11/8 水

開会/13:30 閉会/16:00

会場/宮崎市佐土原総合文化センター
宮崎市佐土原町下田島20527-4

講演テーマ
「危機管理には日頃が大事
災害ボランティアから考える」

NPO法人みんなのくらしま 代表理事 **初鹿野 聡氏**

災害発生から被災者の自立までの期間を初期、中期、自立期などの時系列に分類して、その時々に必要な支援内容などをテーマに、初鹿野講師の実体験も交えながら講演を行います。

※JR佐土原駅から徒歩5分

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会

(公社)宮崎労働基準協会/建設業労働災害防止協会宮崎県支部/
林業木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部/陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部/
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部/(独)宮崎産業保健総合支援センター

後援 宮崎労働局/宮下各労働基準監督署/宮崎県/宮崎市/県下労働2団体/使用者4団体

お問い合わせ先/大会事務局(宮崎労働基準協会) Tel.0985-25-1853 **参加申込書は裏面です**

火薬協会



1. 平成29年火薬類による事故（速報）

平成 29 年 1 月 1 日から 7 月 31 日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。

引き続き基本を遵守して火薬類の事故防止に努めて下さい。

【1】 総括表

（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取 扱	種 類 別	件 数	計	人 数	計	人数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	1	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	4	25	1	1	1－0	1－4
	煙 火	12		0		0－2	
	が ん 具 煙 火	9		0		0－2	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
が ん ろ 中 う	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
そ の 他 故 事	産 業 火 薬	1	3	0	0	0－1	1－3
	煙 火	2		0		1－2	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	6	29	1	1	1－1	2－7
	煙 火	14		0		1－4	
	が ん 具 煙 火	9		0		0－2	

【Ⅱ】 事故一覧

(産業火薬・製造中)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月5日 15:20頃	群馬県 高崎市	0	0 - 0	C1	組立作業が完了した火工品1発を導通測定室に搬入し機能試験を実施中に、一部火工品が発火し、建物・当該設備一部を破損したものの、2次被害の危険性なし。

(消費中)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月27日 8:50頃	宮城県 石巻市	0	1 - 0	C1	用材採取用の粘板岩(幅11m、奥行1.9m、高さ0.8m)を上下に割るため、ドリルで水平に穿孔(直径3.5cm、深さ67cm)し、その孔内にビニール袋に入れた黒色火薬及び導火線を入れ、砂利(5mm未満)による詰め物を行い、真鍮製の詰め棒で突き固めをしていたところ爆発し、負傷したものの。(重傷1名:左手薬指及び小指切断)
2	4月18日 22:37頃	神奈川県 横浜市	0	0 - 0	C1	首都高速道路(株)から委託された事業者が、高速道路入口の消火栓箱の点検において、車線規制のため道路作業用信号焰管を使用。その際、信号焰管が道路上のラバーポールに接触したため、時間の経過とともに着火したもの。当該入口を車で通過した者が火災を発見し、ペットボトルの水で消火した後で料金所の職員に知らせた。職員から連絡を受けた管制室が消防へ通報。
3	5月19日 10:00頃	鹿児島県 肝付町	0	0 - 0	C1	採石場において火薬消費中に飛石(20cm大)が発生し、約400m離れた民家の軒1箇所を貫通し、窓ガラス等を破損したもの。
4	5月29日 15:40頃	福島県 いわき市	1	0 - 0	B1	採石場にて発破作業をしていたところ、発破で飛散した岩石が砕石作業用のショベルカーの窓を破り、乗車していた男性作業員の胴部に衝突したもの。事件発生時、当該ショベルカーは発破場所から50m離れて待機していたものの、岩石が想定を超えて飛散したものと考えられる。負傷者はドクターヘリにより病院に搬送し、集中治療室で処置を行ったものの、同日21時ころに死亡。事故原因や法令違反の有無等の詳細については調査中。

その他の事故

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	3月14日 15:20頃	大阪府 大阪市	0	0 - 1	C1	倉庫内において、訓練用発煙用品と誤認して、火工品（火薬量2g）をスチール缶に入れて着火したところ、スチール缶が破裂し、負傷（右手第3,4指の打撲）したものの。

(煙火) 消費中～九州内

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	7月16日 20:52頃	大分県 津久見市	0	0 - 0	C1	花火大会において打ち上げを開始し、「尺玉60段打」を台船上で実施中に「過早澁」が発生。人的被害は無いが、津久見建設所有の台船のキャビンの窓ガラス3枚が破損。原因は調査中。
2	7月30日 21:50頃	鹿児島県 伊仙町	0	0 - 0	C2	花火大会において火の粉が近くの雑木林（安全距離内）に落ち、雑草を一部焼いた。

2. 講習会の日程について

保安手帳の受講記録欄を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月14日	木	延岡市	延岡建設会館	13:00～17:00
10月26日	木	日向市	日向建設会館	
11月16日	木	西都市	西都建設会館	
12月14日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月14日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社



1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
平成29年度	363	▲ 6.4	8,794	▲ 25.1
平成28年度	388	▲ 2.3	11,738	▲ 5.4
平成27年度	397	▲ 14.3	12,413	▲ 22.6

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

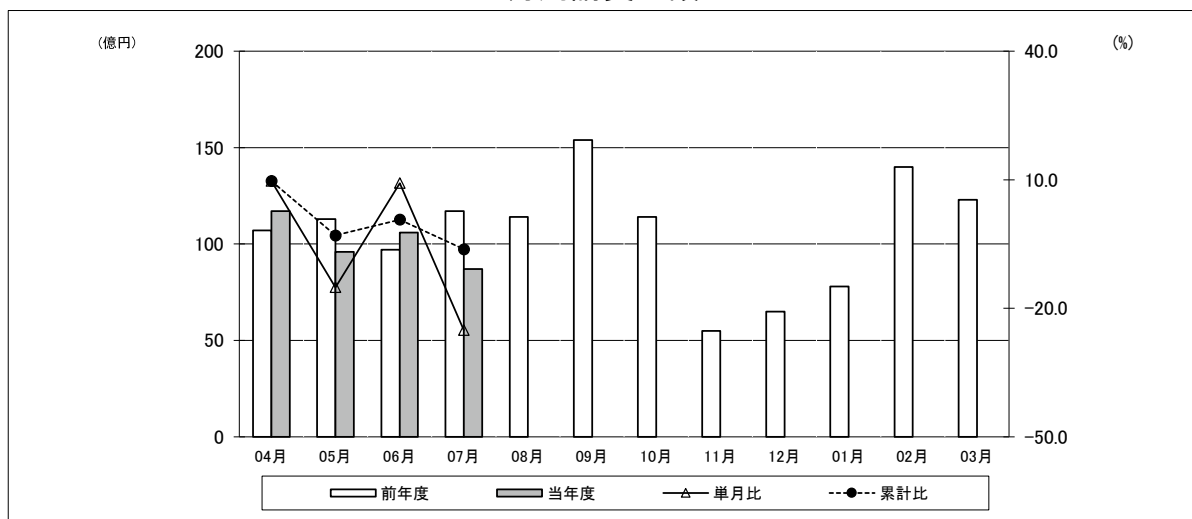
発注者区分	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
国	21	▲ 25.0	1,644	▲ 46.0
独立行政法人等	0	-	0	-
県	117	8.3	2,462	▲ 21.9
市町村	224	▲ 8.2	4,646	1.1
その他	1	▲ 75.0	40	▲ 84.2
計	363	▲ 6.4	8,794	25.1

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
宮 崎	69	▲ 22.5	1,794	▲ 28.7
日 南	25	0.0	963	6.2
串 間	18	63.6	147	56.0
都 城	47	▲ 24.2	1,126	▲ 49.3
小 林	36	▲ 18.2	836	▲ 19.9
高 岡	8	▲ 52.9	148	▲ 14.2
西 都	18	▲ 5.3	284	▲ 35.6
高 鍋	24	33.3	1,407	279.3
日 向	49	▲ 16.9	889	▲ 45.5
延 岡	24	4.3	469	▲ 3.0
西臼杵	45	114.3	725	▲ 60.8
計	363	▲ 6.4	8,794	▲ 25.1

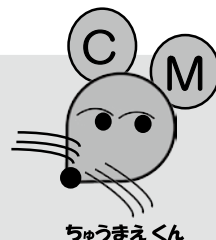
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK!
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成29年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成29年7月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎県	56	64.7	2,030	31.8
宮崎市	9	28.6	304	57.6
都城市	1	0.0	111	4.2
延岡市	4	33.3	478	206.6
小林市	3	<	1,809	<
日向市	1	<	24	<
西都市	1	0.0	7	▲ 65.3
木城町	1	<	30	<
日之影町	1	0.0	22	▲ 42.6
計	77	42.6	4,819	47.0

建設業情報管理センターからのお知らせ

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター
Construction Industry Information Center

登録経営状況分析機関 登録番号 1



まかせて、安心!!



経営状況分析の申請は、
一般財団法人 建設業情報管理センター (CIIC) へ

》 豊富な実績で皆様の信頼にお応えします

》 正確な分析、丁寧な対応をお約束します

》 原則 3営業日 で結果通知書を発送します

※お問い合わせの内容により、3営業日を超える場合もあります。

CIIC電子申請だと
郵送による申請
よりお得!
もちろん郵送もオッケー!

●郵送による申請
13,880円

●電子申請
12,340円

**1,540円
お得です!**



申請書類の作成には、
完全無料の
「なんでも経審」を
ご利用下さい!!

使用料、更新料等の必要な
有償のソフトを使用されて
いませんか?

「なんでも経審」
(会員登録、使用料、更新料等
一切不要)をお試しください!!
分析申請書類等が簡単に作成
できます。Webサイトより
ダウンロードしてご利用下さい。

便利なマイページを
是非ご利用下さい!!

CIICマイページでは、簡単に
電子申請ができ、そのまま
ネットバンキングでお支払いが
できます。
また、現在申請中の進捗状況等
を調べることができるように
なり、さらに便利に
なりました。



登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC

検索

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所



当財団は、情報セキュリティマネジメント
システム (ISMS) に関するISO規格
(27001) の認証を取得しています。

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 (福岡建設会館6階)

TEL 092-483-2841

建設業情報管理センターからのお知らせ

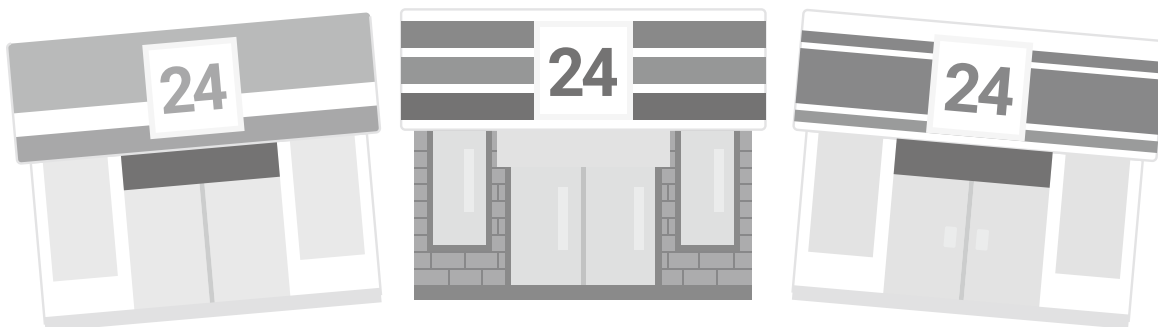
登録経営状況分析機関 登録番号 1

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター
Construction Industry Information Center

郵送でお届けしている「経営状況分析結果通知書」を、
全国のコンビニエンスストアで
 印刷することができるサービスを始めます。



原則3日以内の結果通知と コンビニ受け取りで より早く!



対応コンビニエンスストア

・セブン-イレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・サークルK
 ・サンクス ・セイコーマート ・セーブオン

※一部ご利用頂けない店舗もございます。

登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC

検索



当財団は、情報セキュリティマネジメント
 システム (ISMS) に関するISO規格 (27001) の
 認証を取得しています。



一般財団法人 建設業情報管理センター

【東日本支部】

北海道・東北地区 TEL 03-3544-6903

関東地区 TEL 03-3544-6901

中部・北陸地区 TEL 03-3544-6902

北海道事務所 TEL 011-222-2688

【西日本支部】

近畿地区 TEL 06-6767-2801

中国・四国地区 TEL 06-6767-2802

九州・沖縄地区 TEL 06-6767-2803

九州事務所 TEL 092-483-2841

建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

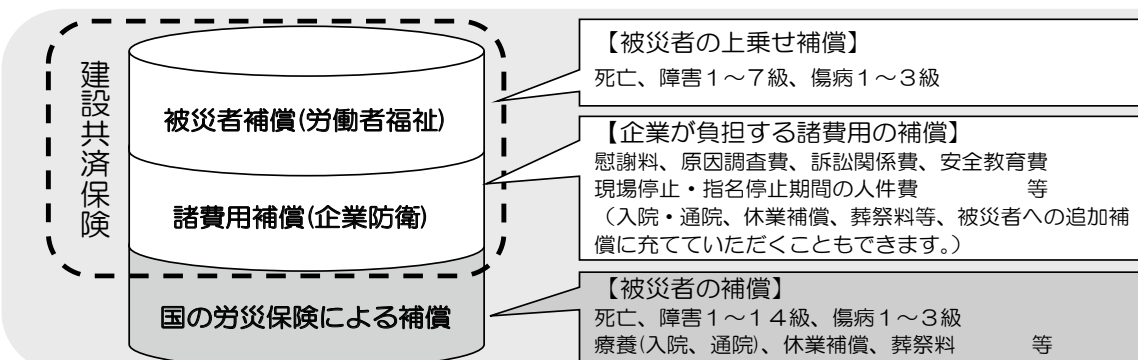
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

建設共済保険

検索

大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

建設共済保険

法定外労災補償制度



掛金が
安い

補償が
厚い

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

■ 取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険

検索